

第三者評価結果（児童相談所・一時保護所）

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

運営主体： 静岡市	種別：児童相談所・一時保護所	
事業所名： 静岡市児童相談所 一時保護所	※非公開	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	
所在地：		
TEL：	FAX：	
E-mail：		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 2009年 4月 1日		
職員数	正規職員：	会計年度任用職員：
専門職員（資格者数）	(児童指導員)	(学習指導員)
	(夜間指導員)	
施設・設備の概要		

③理念・基本方針

★理念

私たち一時保護所で勤務するすべての職員は、『子どもの権利条約』に掲げられた子どもの権利を尊重し、一時保護された児童の支援にあたりそれらの権利の実現を目指します。

★基本方針

1. すべての児童が安心安全に生活できるように支援します（生きる権利）
2. 医療・学習を受ける権利を保障し、その他生活の中で児童が持って生まれた能力を伸ばせるように支援します（育つ権利）
3. 児童を暴言暴力から守り、一人の人間として尊重した支援を行います（守られる権利）
4. 児童が自分に関係する事柄について自由に意見を表す機会を保障し、その意見を尊重した支援を行います（参加する権利）

④施設・事業所の特徴的な取組

--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 5月31日 (契約日) ~ 令和 6年 2月26日 (評価確定日) 【 令和5年11月30・12月21日 (訪問調査日) 】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (令和2年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆改善に向けて取り組む姿勢

今年度、2回目の第三者評価の受審である。第三者評価を受審しない年も、第三者評価項目による自己評価に取り組んでいる。前回の第三者評価での気づきや改善を求められた点を真摯に受け止め、改善や対策を行った成果が今回の自己評価に表れている。課題を検討して改善と対策を行い、P D C Aサイクルを活用して次の機会に反映させている。

◆次代職員への意識継承への取組み

市の職員は原則として異動があり、一時保護所においては、次代の職員に意識が受け継がれていくことは難しい職場であると考えていた。しかしながら、事業計画書の策定を果たしたことで、意識の継承が可能であることを示すこととなった。事業計画書の内容については、検討の余地が残されているが、策定に踏み切ったことは、現職員への「具体的な事業内容や課題などの意識付けと共有」、また「次代職員への意識継承」において有益な取組みとなっている。

◆開かれた環境と子どもの権利の保障

一時保護所という施設の社会的役割から、子どもの安全確保あるいは集団生活の体制の維持を重視しながらも、「総合学習」や「ワークショップ」といった特徴的な取組みを実施している。また、登下校支援にも見られるように、でき得る範囲で最大限の開かれた環境と個別化が図られており、子どもの権利の保障に配慮した支援が行われている。

◇改善を求められる点

◆専門職員の配置について

人員配置は基準を満たし、最低限の人員を確保しているが、適材適所の配置には至っていない。休日の夜間については課題があり、児童相談所の保健師との連携が困難な場合がある。また、服薬管理については、誤薬が起こらないように努めているが、看護師（もしくは保健師）の配置がないことが職員にとっては大きな負担となっている。職員の心身のゆとりが子どもへの適切な支援に反映することを考慮し、医療に携わることができる職員の配置が期待される。

◆児童相談所との現場レベルでの連携

ネットワークシステムの構築により、子どもや家族に関わる情報共有については十分な状態にあるが、児童福祉司や児童心理司と一時保護所職員が現場レベルで顔を合わせて意見交換等をする機会が少ない。業務多忙の中ではあるが、お互いが子どもや家族の状態をより詳細に把握し、総合的にケースワークを行うために、実際に顔を合わせてすり合わせを行う機会を設けることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

本市一時保護所の第三者評価は令和2年度に続き、2回目の受審をしました。毎年、自己評価に取り組んでいますが、外部からの目線で評価していただくことは、気づきも多く大変貴重な機会でありました。

今回は、前回に改善を求められた点への取組として事業計画書の策定、次代への意識継承のための取組、閉鎖的環境下でもできる範囲の社会的経験を積む取組に、高い評価をいただきました。

一方で、専門職員の配置、児童相談所（児童福祉司、児童心理司）と一時保護所職員の現場レベルで意見交換する機会が少ない点について、ご指摘をいただきました。

一時保護施設の設備・運営に関する基準府令が令和6年4月1日施行されることを踏まえ、今後ますます子ども権利擁や個別的なケアを推進する職員配置が求められています。今回の調査結果を踏まえ、子どもの権利保障の取り組みを推進していくために職員全員で業務を見直し、施設運営の質の向上に引き続き努めてまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第 三 者 評 価 結 果

※すべての評価細目（91項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象 I 一時保護所の運営体制

I-1 理念・事業計画

I-1- (1) 理念、事業計画の策定・周知	自己評価	第三者評価
I-1-(1)-① 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか。	相1	b ㉖・b・c
<コメント> 「職員倫理規程」を基本理念とし、4つの権利について具体的に示している。一時保護所の職員全員が子どもの権利を尊重し、一時保護された子どもの支援にあたり、それらの権利の実現を目指して支援している。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利について、マニュアルや掲示で職員に周知しており、一時保護所全体の共通意識として浸透している。		
I-1-(1)-② 年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか。	相2	b a・㉖・c
<コメント> 昨年度(令和4年度)より事業計画書を策定している。計画書の内容は、理念、方針、施設概要、運営内容、年間行事、重点課題、予算に至るまで、具体的な内容である。一時保護所が目指している「子どもの4つの権利」の実現への取組みや具体的な目標設定などを加えることが望ましい。事業報告書を作成して、振り返りから改善や対策を行い、次年度の事業計画に繋げることが期待される。		

I-2 適切な施設・環境整備

I-2- (1) 各種基準等の遵守	自己評価	第三者評価
I-2-(1)-① 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか。	相3	b ㉖・b・c
<コメント> 保護期間の長期化などのやむを得ない事情により、定員を超えた受入れを行う場合には、静養室等で安全な環境を整えている。居室は基本的に個室対応であるが、同性の兄弟等で相部屋の場合でも基準の広さをパーテーションで仕切り、個人のプライバシーに配慮している。リビングは、動線が広く開放的な空間である。保護所の設備や備品、掲示物等の配色が全体的に明るく、刺激が少ない環境である。宿直室は各階男女別に設置している。		
I-2-(1)-② 一時保護所として、適切な職員配置が行われているか。	相4	b a・㉖・c
<コメント> 子どもの心身の専門的な対応は、児童相談所の職員が兼任で対応している。教員免許を持つ学習指導員2人が、子ども一人ひとりの性格や能力に合わせて学習指導を行っている。看護師や保健師、また要望している臨床心理士や保育士などの増員により、子どもの健康管理や不穏に対する迅速かつ的確な対応が、早期に実現することを期待したい。		

I-2-(2) 個別性の尊重		自己評価	第三者評価
I-2-(2)-① 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか。	相5	b	㉔・b・c
<コメント> 一時保護所が「子どもを守る場所」、「安心して生活ができる場所」であることを説明し、ルールは自分を守るためのものであることを理解できるように話している。今までしていたことがなぜ一時保護所ではできないのか、納得するまで説明し、本人の同意を得て対応している。毎週の観察会議や毎日の引継ぎで情報を共有し、職員全員が同じ対応となるよう努めている。子どもの性格や学習意欲などに配慮し、居室で勉強する事も認めている。			
I-2-(3) 生活環境の整備		自己評価	第三者評価
I-2-(3)-① 一時保護所内の生活環境は適切であるか。	相6	b	a・㉔・c
<コメント> 施設内は明るく開放的で、子どもが落ち着いて生活ができるように配慮されている。時間割や決まり事、注意事項等の掲示物は子どもの目線に合わせ、イラストを用いたり、色使いに「明るさ」への配慮が窺える。一方で、居室に温かみを施す工夫としては、検討の余地が残されている。視覚を意識した配慮が期待される。			
I-2-(3)-② 一時保護所内では、生活に不自由のない安全な環境が整備されているか。	相7	b	㉔・b・c
<コメント> グランドでは、朝のラジオ体操、昼休み・夕方の自由時間と、子どもたちは積極的に外に出て体を動かしている。午前中は読書と学習で机に向かい、午後は主に工作或レクリエーション、運動などで体を使うカリキュラムを定めている。自然に生活力が身に付くように、挨拶、洗面、歯磨き、整理整頓等を日課に取り入れている。幼児以外は洗濯や衣服管理を各自で行っている。ホールでは、娯楽を楽しんだり、コミュニケーションを図って交流したりしている。			

I-3 管理者の責務と職員体制

I-3-(1) 管理者の役割と責任		自己評価	第三者評価
I-3-(1)-① 管理者が一時保護所を管理・運営する環境が整っているか。	相8	b	㉔・b・c
<コメント> 事業計画に、一時保護所の職務別の分担業務及び児童相談所の事務分掌を明示している。援助支援内容や指導内容が示され、目的に沿った日課を定めている。勤務の流れ等の業務に関する内容は、該当勤務別に詳細に割り振っている。事業計画書により、管理者の役割や運営方針が明確になり、職員全員への周知と共有に役立っている。管理者である係長と職員の良い関係性は、職員ヒアリングにより確認が取れている。			
I-3-(1)-② 管理者のリーダーシップは発揮されているか。	相9	b	㉔・b・c
<コメント> 児童相談所としての統括は児童相談所長であるが、一時保護所内の統括は係長に任されている。係長は、施設内の方向性のズレや職員の様々な価値観が錯綜しないように統率を図り、雰囲気や状況変化に応じて助言し、自ら率先して行動を起こして軌道修正している。係長自身の考えや経験が職員のスーパーバイズに繋がっており、指導や助言が業務に反映されている。「子どもにとって最善の選択」となるための支援が、施設内に浸透しつつある。			

I-3-(2) 職員の適正配置と職場環境		自己評価	第三者評価
I-3-(2)-① 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか。	相10	b	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画書に職種別の業務分担を明示し、各職種の役割の詳細は「児童支援内容」に示されている。教員免許を持つ2人の学習支援員は、学齢児の学習指導を担当している。施設に看護師や保健師は配置されていないが児童相談所からのサポートがある。給食業務職員などの外部委託業務に関する役割も明確にしており、関連するマニュアルも整備している。各種マニュアルは年度末に見直し、変更事項等は随時更新している。</p>			
I-3-(2)-② 専門性を必要とする職務には、適切な力量を持つ職員が配置されているか。	相11	b	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>専門職としては、保育士と教員免許を持つ学習指導員の配置があり、保健師は児童相談所と連携している。週1回の観察会議や共有システム等で情報を共有し、児童福祉司や児童心理司からの情報は、記録により共有している。外部の専門職との連携による支援体制であることはやむを得ないが、専門職によるスーパービジョン体制を確立させ、施設職員の知識・スキルの習得、向上が図られることを期待したい。</p>			
I-3-(2)-③ 職員にとっての働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるか。	相12	b	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>時間外労働や有給休暇の取得等は市で管理している。子どもの支援を優先し、休憩や事務時間が必然的に時間外労働となるが、必要最小限に留めている。職員希望に沿ってシフトを組み、個々の生活スタイルに配慮している。担当課によるメンタルヘルス相談や研修を受けることができるが、施設の事務室は「職員が素直な気持ちを吐き出し、気持ちを切り替える場所」となっている。「職員同士の関係が良好で働きやすい」との職員の声がある。</p>			
I-3-(3) 人事管理と職員の確保・育成		自己評価	第三者評価
I-3-(3)-① 人事管理の体制が確立しているか。	相13	b	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>明確な人事基準を職員に示し、基準に沿って適切に評価している。市の目指す職員の姿は、「使命感と熱意を持ち、自ら考え行動できる職員」である。職員に求めている「使命感」、「熱意」、「行動力」について、事業計画書等で意識付けを図ることが望ましい。また、異動を前提として、次代の職員に同じ意識が受け継がれていくような仕組みの構築や取組みが期待される。</p>			
I-3-(3)-② 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組みが実施されているか。	相14	b	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>人員配置は基準を満たし、最低限の人員を確保しているが、適材適所の配置には至っていない。発達障害や軽度の知的障害をもつ子どもの入所が増加傾向にあるため、対策として臨床心理士と保育士の補充を市に要望している。特別な事情で入所する子どもが大半で、入替りも頻繁であるため、即戦力となる職員が求められる。職員の心身のゆとりが子どもへの適切な支援に直結することを考慮し、職員の増員が期待される。</p>			
I-3-(3)-③ 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の取組みを行っているか。	相15	b	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>人事評価は、「行動評価」で年間の行動を記録し、並行して「業績評価」を実施している。業績評価においては、目標設定時面談で役割の確認を行い、中間フォロー面談で進捗状況の確認を行っている。自己評価の結果は、評価時面談でフィードバックしている。業績評価における目標設定に、職員個々の「良い部分」を引き出し、「弱い部分」を強化するような個人目標を加えることを期待したい。</p>			

I-3-(3)-④ 職員の育成に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	相16	b	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>日々の業務を通じて、職場全体で育成(OJT)を行い、階層別研修は該当する職員が参加している。配属初年度は多くの受講機会があるが、2年目以降の研修参加は不十分である。中堅職員にはある程度の業務を遂行できる能力が求められるため、知識やスキルの習得を目的とする選択研修を受講することが望ましい。研修を受講した職員は、研修等の内容を供覧や観察会議等で報告する場を設けるなど、職員全員に周知している。</p>			
I-3-(3)-⑤ 職員一人ひとりに、研修の機会が確保されているか。	相17	b	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>勤務体制などの理由で、研修の参加機会が十分得られていないことは理解できるが、研修参加とスキルアップの程度が比例するとは限らない。現状を振り返り、施設職員として学ぶべき知識や技法などを分析し、職場外研修や選択研修の必要性について職員全員で検討することが求められる。中堅職員は、「学ぶこと」と「指導すること」の両方を担う階層であるため、業務負担を考慮したスーパーバイズが育成のカギとなる。</p>			

I-4 関係者、関係機関との連携

I-4-(1) 児童福祉司・児童心理司との連携		自己評価	第三者評価
I-4-(1)-① 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか。	相18	a	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所で随時開催されるミニ処遇会議に、一時保護所から係長が参加し、児童福祉司や児童心理司と情報共有を行っている。得られた情報は、週1回の観察会議等で職員全員に周知し共有している。総合的なケースワークを目的として、場を設けて直接すり合わせを行う機会などを設けることが望ましい。</p>			
I-4-(2) 関係機関との連携		自己評価	第三者評価
I-4-(2)-① 医療機関との連携が適切に行われているか。	相19	b	㉒・b・c
<p><コメント></p> <p>一時保護所の保健衛生担当職員が、子どもの健康状態や医療に関する情報を職員から収集してまとめている。看護師が配置されていないため、医療的な支援が必要な子どもに対して迅速に対応する仕組みはできていないが、必要に応じて児童相談所の保健師と連携し、医療機関を受診している。精神疾患を持つ子どもの受診には、一時保護所の職員が付き添っている。入所時にアレルギー調査等を行い、必要に応じて医療機関を受診している。</p>			
I-4-(2)-② 警察署との連携が適切に行われているか。	相20	b	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>警察署とのやり取りは、主に児童相談所が行うが、夜間等の緊急時の受入れや危険が及ぶような緊急事態での110番通報は一時保護所が行っている。迅速な対応の重要性を考えると、警察とのやり取りは常に子どもに直接関わる一時保護所優先で行い、児童相談所に随時報告を行う流れが適切と思われる。警察署、児童相談所、一時保護所の連携体制について、「子どもの最善の利益」を踏まえて再確認することが求められる。</p>			

I-4-(2)-③ 施設や里親等との連携が図られているか。	相21	b	㉓・b・c
<コメント> 移行先となる施設や里親との対応は、児童相談所のケースワーカーが担当しており、一時保護所では主に子どもに関する対応を行っている。子どもに、移行についての説明や移行先の情報提供を行い、交流機会を与えて初期の関係構築に努めている。特に子どもの不安解消に配慮し、面接を十分に重ねている。一時保護所での子どもの様子や特徴、関わり方などについて移行先にレクチャーを行い、スムーズな移行となるよう配慮している。			
I-4-(2)-④ その他、子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が図られているか。	相22	b	㉓・b・c
<コメント> 子どもの状況は、受入れ時に児童相談所から情報提供を受けているが、緊急入所の場合等、情報がない状態での受入れも少なくない。入所中に子どもを観察してアセスメントを行い、一時保護所が安心できる場所と思えるよう努めている。一時保護所の役割として、退所後の生活に支障がないように送り出している。児童相談所が、区役所子ども支援課や学校等の関係機関と連携をとり、ミニ処遇会議で情報共有している。			

I-5 文書・情報管理

I-5-(1) 文書管理	自己評価	第三者評価
I-5-(1)-① 書類や記録類が適切に管理されているか。	相23	b ㉓・b・c
<コメント> 一時保護所における書類や記録類の作成、保管、維持、管理等に関わる事項は、児童相談所の規約に則り遵守している。「文書管理規則」により、書類や記録は児童相談所の文書管理システムでデータ管理している。一時保護所のすべてのマニュアルに関しては、変更事由が生じた時は随時更新し、年度末に見直しを行っている。		
I-5-(2) 情報管理	自己評価	第三者評価
I-5-(2)-① 個人情報適切に管理されているか。	相24	b ㉓・b・c
<コメント> 個人情報に配慮して、イニシャルを用いるなど、記録の記載方法を定めている。個人情報は事務所内の鍵付きの書庫で保管し、過去のは倉庫内で保管している。個人情報を取り扱う部屋には関係者のみが入室可能で、出入りする際には施錠している。職員室のホワイトボードにロールカーテンを取り付け、室外から見えないように配慮している。事務室のデスクは交替で使用しているため、書類はその都度片付けている。		
I-5-(2)-② 重要度や機密性の高い情報は適切に管理されているか。	相25	b ㉓・b・c
<コメント> 重要度や機密性の高い情報については、市の「情報セキュリティー基本方針」や対策基準により、管理と配慮が行われている。職員は市の情報セキュリティー研修に参加しており、セキュリティー度について学び、認識している。オンラインシステムにより、情報については職員の誰もが確認できる状況にある。		

I-6 安全対策

I-6- (1) 無断外出への対応・対策		自己評価	第三者評価
I-6-(1)-① 無断外出があった場合の対応は明確になっているか。	相26	a	㉑・b・c
<p><コメント> 一時保護所のマニュアルに沿って無断外出に対応しており、一連の流れはフローチャートで明示している。職員は、責任者である係長や児童相談所に連絡し、保護者や関係者にはケースワーカーが伝えている。警察への連絡は係長が行っている。職員自ら子どもの発見と保護に努め、早期の段階で居場所の把握と保護に至っている。職員が子どもの捜索を行う中で、想定外の対応が必要になった場合は自己判断せずに係長の指示を仰いでいる。</p>			
I-6-(1)-② 無断外出の未然防止に努めているか。	相27	a	㉑・b・c
<p><コメント> 入所時のアセスメントや行動観察から、無断外出の可能性を把握し、観察会議で情報共有している。可能性のある子どもには基本的に外出を認めないが、外出する場合には職員が2人以上ついて行動している。すべての窓には鍵がかけられ、子どもの居室の窓は少ししか開かないようにロックをかけている。外部に繋がる門戸はオートロックで高さがあり、足が掛けられない構造である。死角ができないように、人感センサーの照明で体制を強化している。</p>			
I-6- (2) 災害時の対応・対策		自己評価	第三者評価
I-6-(2)-① 災害発生時に適切に対応するための仕組みがあるか。	相28	b	㉑・b・c
<p><コメント> 「非常災害避難マニュアル」に業務分担や誘導、避難経路図等を明記している。避難訓練を月1回と総合訓練を年1回実施し、避難経路や消火器の場所などを確認している。防災担当者が、訓練の際に設備・必携用品の点検を行い、児童相談所と一体化したBCP(事業継続計画)は、現在策定中である。緊急事態発生時における要請等の必要事項は、火災報知機の上部に掲示している。責任者不在時は、経験年数の長い職員が業務を代行する。</p>			
I-6-(2)-② 防災訓練は効果的に実施されているか。	相29	b	a・㉑・c
<p><コメント> 地震・火災・夜間を想定して、月1回避難訓練を実施している。年1回の総合訓練では、実際に消防署と連絡を取って模擬体験を行っている。消火訓練や通報訓練を取り入れ、夜間想定訓練は夕方に行っている。訓練実施後に毎回振り返りを行い、改善点は次の訓練に反映させている。職員全員が訓練に参加するのではなく、見学者を設けて訓練の様子を客観的に把握することで、違う視点による発見や改善が期待される。</p>			
I-6- (3) 感染症対策		自己評価	第三者評価
I-6-(3)-① 感染症の発生を未然に防ぐための対策が講じられているか。	相30	b	a・㉑・c
<p><コメント> 「衛生管理・感染症防止マニュアル」に沿って対策を行っている。感染症全般への対策として、毎日の検温、黙食、手洗い、遊ぶ時の人数制限などを随時行っている。入所時の健診後に、子どもが一人で24時間過ごす時間を設け、他の子どもに感染が広がらないように配慮している。子どもに感染症対策の大切さや対策の方法を分かりやすく伝えるため、保健師による感染症や衛生管理等についての講話などで、理解を促すことが期待される。</p>			

I-6-(3)-② 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか。	相31	b	a・㉑・c
<コメント> 感染症が発生した場合は、一時保護所の保健衛生担当と職員、児童相談所の保健師が情報共有を行い、罹患した子どもを隔離して感染防止対策を行っている。対応は、施設で自己判断せずに保健師の指示に従って実施している。吐瀉物処理方法等の研修（模擬訓練）を実施予定であるが、実施に至っていない。前回の自己評価においても、定期的な研修が実施できていない状況を確認している。計画に則って実行することが求められる。			

I-7 運営の透明性の確保

I-7-(1) 事業運営の透明性		自己評価	第三者評価
I-7-(1)-① 事業運営の透明性を確保するための取組みが行われているか。	相32	b	㉑・b・c
<コメント> 3年に一度の監査では、特段の指摘はない。運営の透明性確保と支援の質の向上を目指す取組みとして、第三者評価を3年毎に受審している。職員は自己評価とセルフチェックを毎年実施し、各自の支援について振り返っている。投書箱は総務係が毎日確認し、意見等を児童相談所長に伝えている。意見は、苦手な食材や他の子どものことなどで、観察会議で解決策を検討し対応している。近隣や地域からの苦情等は寄せられていない。			
I-7-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な運営のための取組みが行われているか。	相33	b	㉑・b・c
<コメント> 事務や経理等に関する規程やマニュアルは市で定められており、内容は市の共有システムで確認することができる。市で契約事務研修や会計事務研修も実施されている。一時保護所の職務分掌や職務に応じた指導内容を「事業計画書」に明示しており、職員間で把握共有できている。特定の職員に業務が集中する事がないように、バランスよく配分している。			

I-8 支援の質の維持・向上

I-8-(1) 標準的な実施方法		自己評価	第三者評価
I-8-(1)-① 必要に応じてマニュアル等が作成され、職員全体で共有され、活用が図られているか。	相34	b	㉑・b・c
<コメント> 基本理念に該当する「職員倫理規程」はじめ、養育・支援全般に関する「運営マニュアル」、リスク管理に関する「災害時避難マニュアル」、「感染症マニュアル」、各種ガイドライン等は共有フォルダーで保管しており、職員はいつでも必要な時に閲覧し活用できる。			
I-8-(1)-② マニュアル等の内容について、適切な見直しを行っているか。	相35	b	a・㉑・c
<コメント> マニュアルの見直しは年度末に行い、変更事由が生じた場合は随時更新して職員全体に周知している。今後、職員の理解度や対応の差異を観察会議等で定期的に確認することで、より効果的な見直しが可能となる。適切に見直すためには、慣例に拘らずに現場の率直な声が反映されることが望ましい。			

I-8-(2) 質の向上のための取組み		自己評価	第三者評価
I-8-(2)-① 自己評価や外部評価（第三者評価等）に取り組み、質の向上が図られているか。	相36	b	㉔・b・c
<p><コメント> 人事評価において個人目標設定し、行動チェックリストによる自己評価を行っている。今年度、2回目の第三者評価を受審し、第三者評価項目による自己評価に取り組んでいる。前回の第三者評価での気づきや改善すべき点について、真摯に受け止めて改善や対策に取り組んだ成果が今回の自己評価に表れている。課題を検討して改善と対策を行い、PDCAサイクルを活用して次のプランに反映させている。</p>			

評価対象Ⅱ 適切な養育・支援の実施

Ⅱ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅱ-1-(1) 子どもの権利保障（子どもの尊重）		自己評価	第三者評価
Ⅱ-1-(1)-① 子どもの有する権利について、子どもに対して適切に説明しているか。	相37	b	㉔・b・c
<p><コメント> 入所時のしおりは高学年用と低学年用があり、文字の大きさを工夫したりイラストを用いたりするなど、分かりやすく配慮している。初めて施設に入所する不安を少しでも軽減できるように、「安全な場所」であることを優しく伝えている。子どもの権利については、子どもに理解できる言葉に例えて説明し、職員に話せない時には、他の人に相談することができることも説明している。新任職員研修や外部の専門研修に参加し、「子どもの権利」について学んでいる。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか。	相38	b	a・㉔・c
<p><コメント> 担当職員との面接や意見箱の設置、毎日の日記で子どもの意見や要望を把握している。子ども会議では、ルールの確認や禁止事項の伝達が主となっているが、子どもが主体的に発言できる場として活用することが求められる。意見について、その場で返答できない時には改めて返事をする子どもに伝えている。類似する意見や要望があった場合、同様の返答や対応ができるように、事例内容を詳細に記録に残すなどの取組みが期待される。</p>			
Ⅱ-1-(2) 子どもの権利保障（一時保護の開始と解除）		自己評価	第三者評価
Ⅱ-1-(2)-① 保護開始にあたり、子ども等に対して適切に説明し、合意を得ているか。	相39	b	㉔・b・c
<p><コメント> 児童福祉司が子どもの保護開始から移行後の対応までを担当し、一時保護所では児童福祉司と連携して子どもが安心して入所期間を過ごせるように支援している。保護開始の際には、児童福祉司が子ども一人ひとりに一時保護の理由や目的などについて丁寧に説明を行っている。また、子どもの不安に配慮して、具体的に保護期間の見通しを話すようにしている。保護者に対する不服申立ての説明も、児童福祉司が行っている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 保護期間中に、子どもに現在の状況や見通しを適切に説明し、合意を得ているか。	相40	b	㉔・b・c
<p><コメント> 児童福祉司や児童心理司が、子どもの状態に合わせて現在の状況や今後の見通しについて分かりやすく伝えている。施設での子どもの様子や生活については、丁寧に行動観察を行い、職員から児童福祉司に具体的に伝えている。児童心理司と協力して子どもとの面談を適宜行い、状況や情報を共有している。児童福祉司、児童心理司、施設職員は、子どもの気持ちの変化に気を配り、寄り添って支援している。</p>			

II-1-(2)-③ 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか。	相41	b	㉑・b・c
<コメント> 保護開始から保護解除、移行までの説明書類や手順書は児童福祉司が管理している。保護解除後の相談窓口等については、児童福祉司が面接の際に説明して不安軽減を図っている。保護期間中に不穏な様子を見せたり、不安を訴えたりする子どもには、生活の中で職員が話を聞いている。			
II-1-(2)-④ 保護解除にあたり、子どもに対する説明は適切であるか。	相42	a	a・㉒・c
<コメント> 一時保護解除後の生活については、児童福祉司が子どもに伝えている。子どもと保護者の気持ちや考えなどを確認しながら、今後の生活についての説明を行っている。保護開始、保護解除、移行において、保護期間中に施設職員が子どもに説明するためのツール等の必要性を感じている。説明用ツールの具現化が期待される。			
II-1-(2)-⑤ 保護解除後の移行先について、子どもの同意を得る工夫があるか。	相43	b	㉑・b・c
<コメント> 児童福祉司が移行先についての説明を行っている。移行先の施設パンフレットで説明したり、実際に見学に行き話を聞いたりして、移行先での不安軽減に努めている。一時保護所では、夜間に不安を訴える女子児童が多く見受けられる。自信のなさから、受入れてもらえるかどうかを不安に思う子どもは少なくない。児童心理司と面接を行う際に、子どもの様子に応じて一時保護所職員が同席する場合がある。			
II-1-(3) 子どもの権利保障（行動制限の適切性）		自己評価	第三者評価
II-1-(3)-① 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、適切であるか。	相44	b	㉑・b・c
<コメント> 職員引率のもと、子どもの安全を確保した上で近隣へ外出し、心身のリフレッシュが図られている。また、月に1度の総合学習では、博物館や工場見学等の遠方へ出かける機会があり、子どもの知見が広がるように取り組んでいる。通学についても、可能な範囲で実施を検討し、職員による登下校支援が行われている。			
II-1-(3)-② 行動等に関する制限について、子どもの納得や理解を得る取組みがあるか。	相45	b	㉑・b・c
<コメント> 行動制限に関しては、「しおり」を基に、入所時に子どもに対して丁寧な説明を行っている。また、行動制限が必要な場合は、居室対応としており、それ以上の子どもの人権に関わるような不必要な制限は設けられていない。制限をかける際には、所内及び担当の児童福祉司や児童心理司と情報共有し、独断による支援とならないよう配慮している。			
II-1-(4) 子どもの権利保障（権利侵害）		自己評価	第三者評価
II-1-(4)-① 職員による虐待等、子どもの権利が侵害される事を防止するための取組みがあるか。	相46	b	㉑・b・c
<コメント> 子どもの権利侵害を防止するためのマニュアルとして、「職員倫理規程」が定められており、事務所内に掲示して周知を図っている。また、内部研修や勉強会を実施する体制、セルフチェックの取組みもあり、子どもの権利が保障されるように努めている。意見箱の設置もあり、子ども自ら声を挙げられるよう整備している。			

II-1-(4)-② 子どもの権利が侵害される事態が生じた時には、適切な対応が行われているか。	相47	b	①・b・c
<コメント> 「職員倫理規程」の徹底、内部研修や勉強会、セルフチェックの取組み等により、これまでに職員による子どもへの権利侵害の事例は起きていない。			
II-1-(4)-③ 子ども同士の暴力やいじめ等、権利侵害の発生防止や発生した事例に適切に対応しているか。	相48	b	①・b・c
<コメント> 子ども同士の暴力やいじめ等の防止のために、入所時にパンフレットを使用し、丁寧な説明を行っている。また、能力的な課題から理解の難しい子どもに対しては、写真を用いて視覚的に分かるよう配慮している。子ども間のトラブルが起きた際には、一方的な指導を控え、双方から聞き取りを行った上で、振り返りの支援を行っている。			
II-1-(5) 子どもの権利保障（思想・信教の自由）	自己評価	第三者評価	
II-1-(5)-① 思想や信教の自由が保障されているか。	相49	b	①・b・c
<コメント> 多様な文化に対応するために、食事面等での配慮を定めたマニュアルを策定し、思想や信教の自由が保障されるように取り組んでいる。また、一時保護の必要性があれば、原則的にどの国籍の子どもでも受け入れができるように体制を整えている。			
II-1-(6) 子どもの権利保障（性的アイデンティティ）	自己評価	第三者評価	
II-1-(6)-① 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか。	相50	b	①・b・c
<コメント> 子どものあらゆる性的なアイデンティティが保障されるよう、マニュアルが策定されている。ジェンダーに適切に対応するために、男子棟・女子棟以外の別室を活用できるような体制を整備している。			

II-2 子どもとの関わり

II-2-(1) 安全・安心感を与える支援	自己評価	第三者評価	
II-2-(1)-① 一時保護の受け入れの可否は、子どもの安全の視点で検討されているか。	相51	b	①・b・c
<コメント> 子どもの一時保護を行う際には、児童相談所と連携し、一時保護所のみではなく、ケースに応じて里親や施設への一時保護及び医療保護入院等の対応を検討している。夜間の体制は、夜勤者2名の体制であるが、対応困難な事案があれば、当番の児童福祉司に応援を依頼する体制を整えている。			
II-2-(1)-② 子どもへの接し方や対応は適切であるか。	相52	b	①・b・c
<コメント> 「職員倫理規程」や「保護所運営マニュアル」等を基に、子どもへの接し方や対応が不適切なものとならないよう取り組んでいる。随時の入退所があること、集団生活の維持が必要とされること、非行傾向にある子どもの受け入れがあること等の事情により、やむを得ず指導的な関わりとなることがあるが、適切な範囲内での実施を徹底している。			

II-2-(1)-③ 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか。	相53	a	①・b・c
<コメント> 基本的に、個室となる環境を整備しており、子どもが安心できる状態での保護や支援を行っている。職員体制として、経験豊富な会計年度任用職員を多数配置し、子どもが安全感や安心感を得られるよう配慮している。			
II-2-(1)-④ 子どもと関わる際に、保護者等の大人とのコミュニケーションに問題がある可能性を考慮しているか。	相54	a	①・b・c
<コメント> 複雑な家庭状況から起こり得る子どもの課題を理解し、寄り添う形での支援が中心に行われている。また、子どもから家庭に対する気持ちが表出した際には、個別で話を聞く機会を作り、気持ちを汲むように配慮している。			
II-2-(1)-⑤ 子どものプライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応が行われているか。	相55	b	a・②・c
<コメント> 基本的に個室となる環境を整備しており、入浴についても原則一人ずつ入浴しており、施錠が可能な設備となっている。プライバシーへの配慮に関する外部研修の予定がないため、内部研修や勉強会等での実施が期待される。			
II-2-(2) エンパワメントにつながる支援		自己評価	第三者評価
II-2-(2)-① 「あなたは大切な存在である」ことを、言葉や行動で伝え、自己肯定感や自尊感情の醸成を図っているか。	相56	a	①・b・c
<コメント> 一時保護所では子どもの入退所が頻繁にあるが、一日の振り返りや褒める機会といった時間を大切にし、自己肯定感や自尊感情の醸成が図られている。また、子ども同士が話し合う場として「子ども会議」の実施があり、一人ひとりの意見を尊重するように取り組んでいる。			
II-2-(2)-② 表現の機会を多く作り、それが受け止められた体験を通して、自己表現を促す取組みがあるか。	相57	b	①・b・c
<コメント> 子どもが自分の意見を発表する活動や、日記や作文への取組み等、表現の機会が多く設けられている。さらに、月1回程度の実施があるワークショップ内で、演劇やダンス等で自身を表現する機会も設けられており、多様な方法での自己表現が実現している。			
II-2-(3) 子どもからの聞き取り時の配慮		自己評価	第三者評価
II-2-(3)-① 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮は十分であるか。	相58	b	①・b・c
<コメント> 県主催による新任職員への「面接スキル研修」の受講、また内部でのOJTにより聞き取り技法の習得を目指しており、同時に子どもの人権等への配慮も徹底している。研修については、会計年度任用職員も受講可能となっており、聞き取りにあたって必要なスキルを職員全体が学べるよう配慮されている。			
II-2-(3)-② 聞き取った話は、職員間や担当の児童福祉司と共有することを説明しているか。	相59	b	a・②・c
<コメント> 子どもからの聞き取り内容については、担当の児童福祉司と共有することを原則とし、子どもにもその旨が説明されている。しかし、全てのケースにおいて説明されているわけではない。子どもと担当の児童福祉司との関係性等に配慮しながら、情報を共有することについてできる限り事前に説明した上で、聞き取りを行っている。			

II-3 一時保護所における保護の内容

II-3- (1) 緊急保護の受入れ		自己評価	第三者評価
II-3-(1)-① 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が適切に行われているか。	相60	b	㉠・b・c
<p><コメント> 緊急保護の受入れに関するマニュアルを整備しており、緊急時であっても最低限伝えるべき内容が定まっている。深夜の保護で、子どもに負担がかかると判断した場合であっても、翌日には説明が行われることとなっている。環境の変化による子どもの不安を、一刻も早く軽減するように配慮している。</p>			
II-3-(1)-② 閉鎖的環境での保護期間が、必要最低限となるような仕組みがあるか。	相61	b	㉠・b・c
<p><コメント> 定期的開催している児童相談所との連絡会議において、保護期間についての精査を行い、家庭復帰もしくは児童福祉施設への措置について検討している。閉鎖的環境においても、総合学習やワークショップ等の取組みが設けられており、できる限り開放的な環境で社会体験が積めるように支援している。</p>			
II-3- (2) 生活面の適切な支援		自己評価	第三者評価
II-3-(2)-① 子どもの状態に合わせて、生活面全体の場面で支援が行われているか。	相62	b	㉠・b・c
<p><コメント> 子どもの入所時期が不定期であり、入所期間も様々である中、集団を維持できる範囲での家庭的雰囲気大切にしている。開放的なリビングの環境やグラウンドの利用、学習時間の確保、おやつ作り体験等の取組みによって、子どもの心身の健康や安定が図られている。</p>			
II-3-(2)-② 適切に日課が構成されており、生活を通して徐々に正しい生活習慣が身に付くよう支援しているか。	相63	a	㉠・b・c
<p><コメント> 適切な日課が定められており、子どもが理解しやすいように文書化され、入所時に丁寧な説明が行われている。また、年齢に応じた掃除や洗濯等を子ども自身に体験してもらい、わずかでもできることを増やした上で家庭復帰や施設入所へと移行できるように支援している。</p>			
II-3-(2)-③ レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか。	相64	b	㉠・b・c
<p><コメント> 幼児用の中庭や学童用のグラウンドが整備されており、安全に配慮された環境で子どものリフレッシュが図られている。また、総合学習による社会体験やワークショップによる余暇活動が充実しており、子どもの心身の健康が保たれるようなプログラムを提供している。</p>			
II-3-(2)-④ 安全・衛生が確保され、適切な食事が提供されているか。	相65	a	㉠・b・c
<p><コメント> 外部業者への委託により、栄養面を考慮した安全で衛生的な食事を提供している。また、給食会議の開催によって、子どもの状況や嗜好を取り入れたメニューを提供するように図っており、食事前に個々に合った食事量に調整するといった配慮も行っている。</p>			

<p>Ⅱ-3-(2)-⑤ 食物アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか。</p>	相66	b	㉑・b・c
<p><コメント> 様々なアレルギーへの対応、また宗教上の理由によるメニューへの配慮等が行われており、子どもの個々の状況に応じた食事を提供するよう努めている。調理員との行き違い等があった場合には、給食会議ですり合わせを行い、同様のミスが繰り返されないようにしている。</p>			
<p>Ⅱ-3-(2)-⑥ 子どもが食事を楽しみ、美味しく食べるための配慮があるか。</p>	相67	b	a・㉒・c
<p><コメント> 子どもの入退所が頻繁にあるため、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対策として、現在も黙食を継続中である。そのような中、食事を楽しめるような雰囲気作りは困難である。子どもと一緒に献立表を確認する等して、できる限り食事に興味や関心を持ち、楽しみにできるように気を配っている。</p>			
<p>Ⅱ-3-(2)-⑦ 子どもの衣服は適切に提供されているか。</p>	相68	b	㉑・b・c
<p><コメント> 衣服に関するマニュアルを整備しており、リスク回避のためにひもやベルトのないもの、露出を控えたもの等の事項が記されている。安全面への配慮から、私服を含め全ての私物は預かることとなっているが、子どものサイズや好みに応じられるよう多数の衣服が用意されており、その中から選択することも可能である。</p>			
<p>Ⅱ-3-(2)-⑧ 子どもたちが安心して、必要な睡眠をとれる環境となっているか。</p>	相69	b	㉑・b・c
<p><コメント> 夜間については、1階・2階それぞれに職員が配置できるように夜勤者2名の体制としており、子どもたちが安心して睡眠をとれる環境が整えられている。睡眠時間については一律ではなく、年齢に応じた時間分けがされており、子どもの適切な生活リズムが保障されるよう日課が組まれている。</p>			
<p>Ⅱ-3-(2)-⑨ 子どもの健康管理が適切に行われているか。</p>	相70	b	㉑・b・c
<p><コメント> 入所時の健康診断を必須とし、子どもの健康状態を把握した上での支援が行われている。また、毎日の検温や健康観察を実施しており、異常があれば児童相談所に配置されている保健師に相談できる体制がある。施設内には、子どもの健康や服薬について管理する保健担当の職員を配置している。</p>			
<p>Ⅱ-3-(2)-⑩ 一時保護所内で、子どもへの教育・学習支援が適切に行われているか。</p>	相71	a	㉑・b・c
<p><コメント> 日課の中に午前・午後それぞれ学習時間を設けており、安定した生活リズムを作ることを目的に、週末も同様に取り組んでいる。入所時の学力チェックテストの実施、教員OBの活用等をしながら、個々の学力に適した教材を用意し、一時保護中の学習機会が損なわれることのないよう支援が行われている。</p>			
<p>Ⅱ-3-(2)-⑪ 通学が可能な子どもについて、適切な通学機会が確保されているか。</p>	相72	a	㉑・b・c
<p><コメント> 通学可能な範囲であること、子どもの安全が確保されていること等を条件に、可能な範囲で職員が付き添う登下校支援を実施しており、子どもの通学機会を確保するように努めている。中高生においては、子どもの在籍校と連携し、一時保護所内で定期テストを実施できるように対応している。</p>			

II-3-(2)-㉔ 未就学児について、年齢や発達の個人差、生活環境の差異等を考慮した保育が行われているか。	相73	b	a・㉔・c
<コメント> 不定期な入退所のある施設であること、子どもの入所期間が定まっていないこと等の理由から、計画的な保育の実施は困難であるが、経験のある保育士が多数配置されており、個々の年齢や発達を考慮した保育が行われている。長期の保護が予想されるケースにおいては、近隣の保育施設等と連携し、通園できる環境を整備することが望まれる。			
II-3-(3) 家族との関わり		自己評価	第三者評価
II-3-(3)-㉑ 子どもの年齢に応じ、家族等に関する情報提供は適切に行われているか。	相74	b	㉑・b・c
<コメント> 担当の児童福祉司や児童心理司との連携及び十分な協議により、子どもに対して、家族に関する情報や今後の見込み等が伝えられるように努めている。家族の情報に関しては、主に児童福祉司から伝えることとなっており、その後の子どもの状態の把握やフォローを一時保護所職員が担うことで、役割分担しながら支援が行われている。			
II-3-(3)-㉒ 家族との面会は適切に行われているか。	相75	b	㉒・b・c
<コメント> 家族との面会については、一時保護所職員が子どもの意向を十分に確認した上で、児童相談所職員と連携し、安全確保がされた状態で実施している。			

II-4 特別な支援の実施

II-4-(1) 性的問題行動への対応		自己評価	第三者評価
II-4-(1)-㉑ 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか。	相76	b	㉑・b・c
<コメント> 子どもが性に対する興味や関心を示した場合には、タブー視することなく、個別で同性の職員による性教育を実施している。また、児童相談所との情報共有や連携により、必要に応じて児童相談所の児童福祉司や児童心理司にも対応を依頼できる体制が整っている。			
II-4-(1)-㉒ 一時保護所の中で性的問題行動が起きた場合に、適切な対応が行われているか。	相77	b	㉒・b・c
<コメント> 性的問題行動が起きた場合に備えたマニュアルを策定しており、初期対応や指導及び支援方法、児童相談所との連携等について網羅された内容になっている。問題行動に対しては、一時保護所と児童相談所が連携し、役割を分担しながら支援を行っている。			
II-4-(2) 他害・自傷行為への対応		自己評価	第三者評価
II-4-(2)-㉑ 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか。	相78	b	㉑・b・c
<コメント> 施設内外の研修等により、子どもの理解が図られており、他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについても、同様に理解を深めるように取り組んでいる。問題となる行動があった場合には、振返りを実施する等の支援が行われており、重大事案が起きた場合の連絡体制等を整理した「緊急時マニュアル」も策定している。			

II-4- (3) 法に触れる行為を犯した子どもへの対応		自己評価	第三者評価
II-4-(3)-① 重大事件に係わる触法少年・少女に対して、適切な対応を行っているか。	相79	b	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>触法少年・少女の対応にあたっては、建物の構造上から他の子どもとの完全な分離は難しいものの、空き部屋等を使用し、できる限り子ども間で影響がないよう配慮している。また、必要に応じて、医療機関とも連携し、助言等を得ながら支援している。</p>			
II-4- (4) 身近な親族を失った子どもへの支援		自己評価	第三者評価
II-4-(4)-① 身近な親族等を失った子どもに対し、適切な対応を行っているか。	相80	b	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>身近な親族等を失った子どもに対しては、内容を協議した上で、丁寧に真実告知を行うように配慮している。また、葬儀等については、子どもの意思を尊重し、参加できるように最大限の支援を行っている。</p>			
II-4- (5) 被虐待児の受入れ時の配慮		自己評価	第三者評価
II-4-(5)-① 被虐待児の受入れにあたり、必要な支援のための環境・体制が整備され、適切に受入れが行われているか。	相81	b	㉓ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>被虐待の有無に関わらず、児童相談所と連携を密にし、必要な支援のための環境・体制を整え、適切に受入れが行われている。また、被虐待児の理解のために、計画的に外部研修に参加する取組みがあり、内部研修についても内容の充実が図られている。</p>			
II-4- (6) 障害児の受入れ時の配慮		自己評価	第三者評価
II-4-(6)-① 障害を有する子どもの受入れにあたり、必要な支援のための環境・体制が整備されているか。	相82	b	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>障害の有無に関わらず、原則受入れる方針としている。受入れに際しては、どのような状態にある子どもであっても理解できるよう、視覚で分かるような「入所時マニュアル」で説明している。身体に障害のある子どもの受入れは想定していない。ただし、床面がフラットになっている等、軽度の身体障害であれば受入れ可能な環境を整えている。</p>			
II-4-(6)-② 障害を有する子どもの受入れが適切に行われているか。	相83	b	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>児童相談所や医療機関との連携により、障害のある子どもの場合であっても、その特性を理解した上での受入れができるように努めている。また、日課や決まりごとは書面にして掲示しており、生活の中においても子どもが理解できるように工夫している。</p>			
II-4- (7) 健康配慮が必要な子どもの受入れ		自己評価	第三者評価
II-4-(7)-① 健康に配慮することが必要な子どもに関し、適切に支援するための環境・体制が構築されているか。	相84	c	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育経験の豊かな職員が多数いるため、子どもの健康面については基本的な配慮のできる環境にあるが、様々な健康状態にある子どもを受け入れる機関として、専従の看護師を配置することが望ましい。自治体・行政との連携や要望により、職員体制の充実が図られることが期待される。</p>			

II-4-(7)-② 健康に配慮することが必要な子どもを受け入れ、医療行為を含む支援が適切に行われているか。	相85	b	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>平時においては、児童相談所に所属する保健師との連携により、医療行為が必要な子どもへの支援が適切に行われている。しかし、休日の夜間については課題があり、保健師との連携が困難な場合があるため、医療に携わることのできる職員の補充があることが望ましい。服薬管理についてはダブルチェックの仕組みが確立されており、誤薬が起きることのないように取り組んでいる。</p>			

II-5 ケア・マネジメント

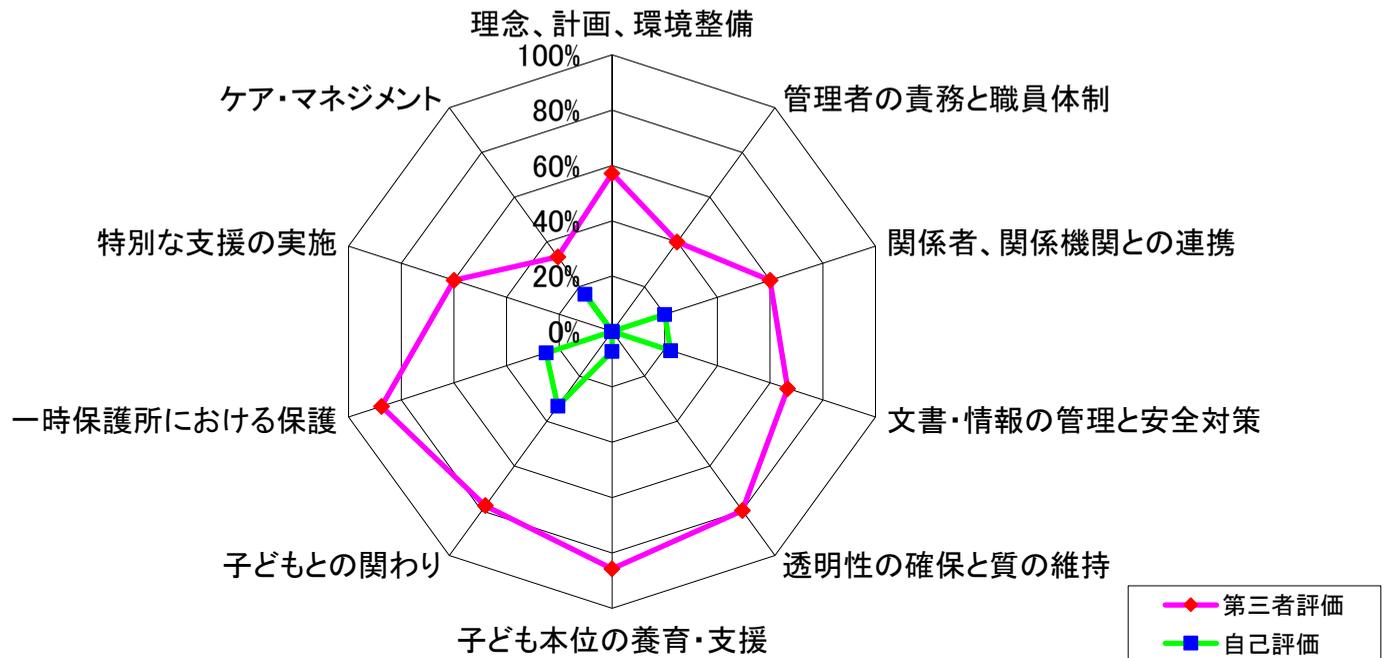
II-5- (1) アセスメント・援助指針・個別ケア	自己評価	第三者評価	
II-5-(1)-① 保護の開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか。	相86	b	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもや家族の情報に関しては、児童相談所の得た情報をネットワークシステムによって確認する仕組みが確立しており、適切に把握した上で支援を行っている。また、入所時に健康診断を受けることを必須としており、情報の少ないケースであっても、子どもの健康状態が把握できるようにしている。</p>			
II-5-(1)-② 総合的なアセスメントが行われ、それに基づく個別援助指針(援助方針)が策定されているか。	相87	b	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>総合的なアセスメントに基づく個別援助指針を策定しているが、経験の豊かな職員が多いために、職員個々の資質に頼るところが大きい。また、特に医療的な支援が必要な子どもの個別援助指針に関しては、児童相談所の保健師や児童福祉司、児童心理司とのより深い連携が求められるため、現場職員による児童相談所との情報共有および意見交換の場があることが望ましい。</p>			
II-5-(1)-③ 子どもの状態や周囲の状況の変化に応じた援助方針の見直しが行われているか。	相88	b	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所との情報共有を目的とする会議が定期的開催されており、子どもの状況に変化があれば、その都度個別援助方針の見直しを行っている。個別援助方針に関しては、主に児童相談所が策定・見直しをするが、より良い支援と連携のために、その結論を一時保護所と共有する仕組みづくりに期待したい。</p>			
II-5-(1)-④ 個別援助指針に基づき、個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が行われているか。	相89	c	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>一時保護所では集団生活の維持が優先されているが、職員配置を工夫することで、できる限りの個別ケアが行えるように取り組んでいる。より丁寧な個別ケアの実施のために、今後の法改正に伴い、職員の増員が行われることを期待したい。</p>			
II-5- (2) 子どもの観察	自己評価	第三者評価	
II-5-(2)-① 子どもの行動観察を行う仕組みがあり、適切に記録されている。	相90	a	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの行動観察が適宜行われており、関わりのあった職員全てが記録を残すことで、多角的な視点での観察記録となるように努めている。記録についてはデータ化しており、一時保護所と児童相談所間でのネットワークシステムも構築されているため、情報を共有しながら支援を行っている。</p>			

II-5-(2)-② 観察会議が適切に実施されているか。	相91	b	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>週に1回の観察会議を開催している。月に1回、外部のアドバイザーを招き、支援に関する客観的な助言を得られる機会が設けられている。児童相談所職員の安定した出席が難しい現状ではあるが、児童福祉司や児童心理司の出席により、より良い連携の構築・子どもや家庭の支援につながることを期待される。</p>			

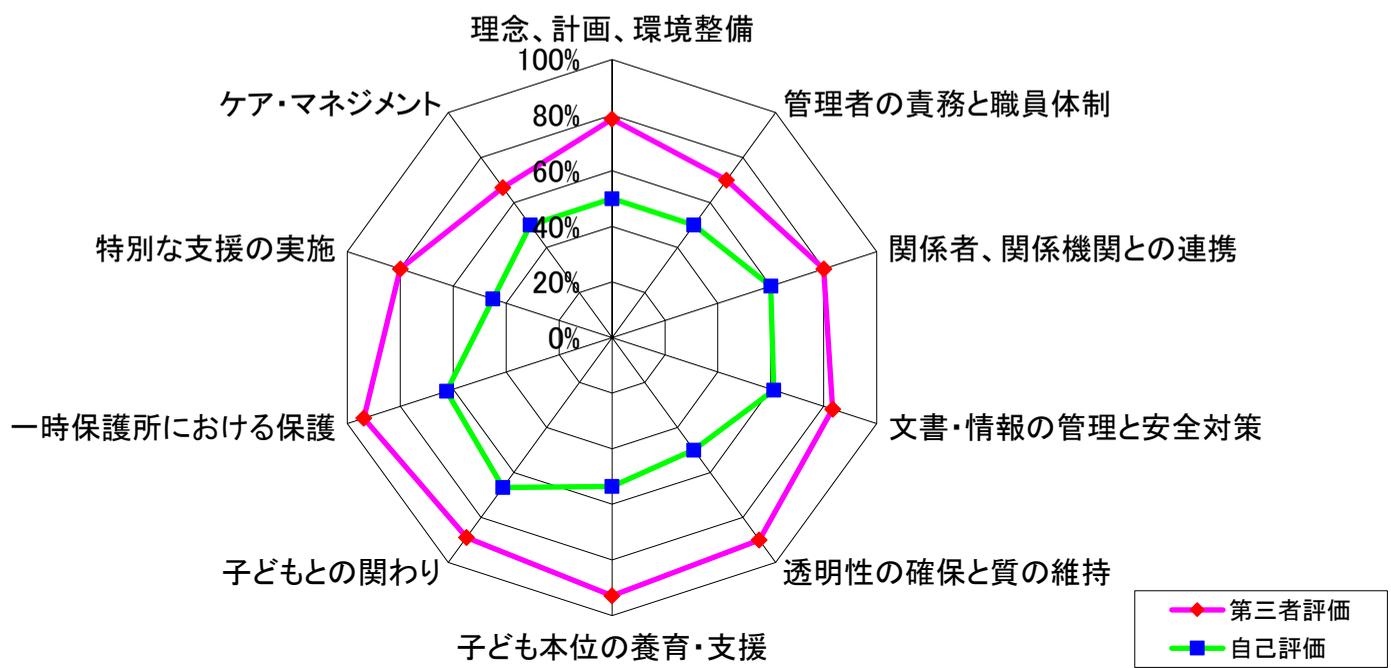
静岡県児童相談所・一時保護所

作成日: 2023/12/21

評価項目数に対してa(出来ている)項目数の割合



評価項目数に対してa+0.5b(ある程度出来ている)項目数の割合



評価項目数	第三者評価								自己評価							
	結果数 a	結果数 b	結果数 c	a%	b%	c%	a+0.5b / 項目数	結果数 a	結果数 b	結果数 c	a%	b%	c%	a+0.5b / 項目数		
理念、計画、環境整備	7	4	3	0	57%	43%	0%	79%	0	7	0	0%	100%	0%	50%	
管理者の責務と職員体制	10	4	6	0	40%	60%	0%	70%	0	10	0	0%	100%	0%	50%	
関係者、関係機関との連携	5	3	2	0	60%	40%	0%	80%	1	4	0	20%	80%	0%	60%	
文書・情報の管理と安全対策	9	6	3	0	67%	33%	0%	83%	2	7	0	22%	78%	0%	61%	
透明性の確保と質の維持	5	4	1	0	80%	20%	0%	90%	0	5	0	0%	100%	0%	50%	
子ども本位の養育・支援	14	12	2	0	86%	14%	0%	93%	1	13	0	7%	93%	0%	54%	
子どもとの関わり	9	7	2	0	78%	22%	0%	89%	3	6	0	33%	67%	0%	67%	
一時保護所における保護	16	14	2	0	88%	13%	0%	94%	4	12	0	25%	75%	0%	63%	
特別な支援の実施	10	6	4	0	60%	40%	0%	80%	0	9	1	0%	90%	10%	45%	
ケア・マネジメント	6	2	4	0	33%	67%	0%	67%	1	4	1	17%	67%	17%	50%	
合計	91	62	29	0	68%	32%	0%	84%	12	77	2	13%	85%	2%	55%	